

越前市長 奈良 俊 幸 様

越前市監査委員 赤 川 廣 喜

同 増 田 仁 視

同 西 野 与 五 郎

平成25年度 財政援助団体等監査結果報告の提出について
(社会福祉法人 越前市社会福祉協議会)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項及び第71項の規定による、平成24年度財政援助団体等の監査を実施し、同条第91項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成25年6月4日(火)～平成25年6月7日(金)

2 監査の対象

社会福祉法人 越前市社会福祉協議会

平成23年度及び24年度中の当該団体への財政的援助に関係する所管課等の事務を含む。

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、社会福祉法人 越前市社会福祉協議会(以下「社協」という。)に対し、本市が交付した「市社会福祉協議会活動補助金」等に係る出納その他の事務及び社協の事業に係る所管課の事務が、関係法令等にのっとり適正かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成23・24年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。また、社協は、越前市社会福祉センター、越前市老人福祉センター今寿苑、越前市武生東児童センターをはじめとする12の越前市児童館(以下「公の施設」という。)の指定管理者でもあることから、公の施設の指定管理者としての業務に関する出納その他の事務及び当該業務に係る所管課の事務について、主として平成23・24年度分について同様に実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 公の施設は、条例、関係規定、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正か。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ウ 実績報告書は適切に作成されているか。また、所管課においては十分な確認が行われているか。
- エ 利用促進のための努力は、なされているか。
- オ 管理に関する協定は適切に締結されているか。
- カ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適切か。
- キ 所管課は指定管理者の指定にかかる手続を適切に行っているか。
- ク 所管課は指定管理者の管理状況を十分に把握し、必要な指導を行っているか。
- ケ 所管課において、指定管理者制度を導入した効果について検証は行われているか。
- コ 補助金等の交付手続きは適正か。経理規程等諸規程は整備されているか。
- サ 補助金等が交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。
- シ 事業成績、財政状況は、適正に決算諸表等に表示されているか。
- ス 補助金等に関する出納関係帳簿の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、実施した。なお、重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 公の施設の管理が、条例、関係規定、協定書等に基づき適切に行われているかについて、書面審査・実地調査により確認した。
- イ 公の施設の指定管理者としての事業成績及び財政状況が他の事業と区分され、それぞれ適正に財務諸表に表示されているかについて、各科目ごとに検証した。
- ウ 財務諸表の各計数について確認を行い、経営成績及び財政状態の分析を行った。
- エ 総勘定元帳、各種伝票等の検査を行い、各帳票間の関連計数を突合するとともに、決算計数に正確に反映しているかについて確認した。
- オ 現金等の出納・保管状況について検査し、その在高が適正に表示されているかについて確認した。
- カ 利用状況を確認するとともに、利用促進に向けた取組み状況について確認した。
- キ 使用料等の収入事務及び附属設備の使用許可が適正に行われているかについて確認した。
- ク 指定管理者制度を導入した効果の検証状況について、関係職員から説明を聴取し確認した。
- ケ 公の施設の所管課が管理団体に対して適時かつ的確に報告を求め、適切な指導を行っているかについて、書面調査、関係職員等からの説明聴取により確認した。
- コ 補助金等の交付申請手続等について、補助要綱に準拠して適正に行われているか、補助要綱と補助金交付申請書、補助金交付指令書を照合することにより確認を行った。
- サ 補助金等が補助等の目的以外に流用されていないか、また、補助金等の收受及び支払の事実が出納関係帳票に正確に記帳されているかについて、補助要綱、補助金交付申請書、事業実績報告書及び領収書等出納証拠書類等の照合により確認を行った。
- シ 事業実績報告書について補助要綱に定められた時期に提出されているか、条件が履行されているかについて

て、補助要綱及び実施関係書類と照合により確認を行った。

第2 監査の結果

今回監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認めるが、次の指摘事項については、速やかに是正措置をとられたい。また、改善や検討が望まれる事項については意見を付す。

< 指摘事項 >

徴収不納欠損処理について

社会福祉協議会徴収不納欠損処理要綱では、欠損処理基準は1件10万円未満の不良債権と定められているが、会長が特に必要と認め、理事会の承認を受けた不良債権は不納欠損処理ができるとなっている。平成24年度には、18万7千円が不納欠損として処理され、そのうち1件は18万円であったが、理事会では補正予算の説明のみで、要綱に定めてある手続きはとられていなかった。要綱に基づき適正な債権管理、事務処理に改められたい。

< 意見 >

外部監査の活用について

平成24年度の決算書においては、在宅福祉サービス事業で過年度損益修正益が発生し、23年度は法人運営で過年度損益修正損等が発生しているが、こうした点については、当法人の監事から指導が行われている。ところで、社会福祉法人審査基準には、「財産状況等の監査に関しては、5年に1回程度の公認会計士、税理士等による外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組みを行うことが望ましい。」と記載されており、当法人の経理規程においても外部監査を依頼することができるとなっている。社会福祉協議会は、地域の社会福祉事業の担い手として大きな期待が寄せられており、公費等を活用して様々な事業に取組み、予算の規模も大きくなっている。こうした協議会の公共性と社会的責任の重さを鑑みれば、外部監査の活用は、法人が作成した財務諸表等の信頼性をより高め、その結果、事業経営の透明性の確保が図られ、安定的かつ継続的な施設の運営と地域社会からの評価を高めることにもつながると考えられるので、検討されたい。